

変更の理由書

【変更の具体的理由】

本地区計画は、平成 19 年に島根県が策定した「市街化調整区域の地区計画ガイドライン」に沿って都市計画決定したものであり、周辺の住環境と営農環境との調和に配慮した土地利用を図っているところである。

これまで地区整備計画に定める建築物等の用途制限については、店舗面積 3,000 m²以下としていたが、令和 3 年 4 月に松江市が「市街化調整区域の地区計画ガイドライン」を策定したことで、農業振興に資する店舗の面積については、10,000 m²まで認めることが可能となった。

この度、中尾土地区画整理組合および出店事業者からの農業・園芸資材や産直農産品の加工・販売等のための店舗の増床等の要望があり、松江市の市街化調整区域の地区計画ガイドラインおよび現在の中尾地区計画の趣旨に合致すると認められることから、建築物等の用途制限を「日用物販品店舗」から「店舗」へ変更を行うとともに、面積制限を農業振興に資する店舗については「10,000 m²以下」に変更するもの。